

## 第 8 1 回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項

### 1 趣旨

この要項は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊施設の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

### 2 実施方法

県及び会場地市町村は、関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿泊施設の充足対策を実施する。

### 3 実施項目

#### (1) 旅館・ホテル等の客室提供の促進

県及び会場地市町村は、当該会場地市町村内の旅館・ホテル等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供の促進について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

#### (2) 公共施設の転用

会場地市町村は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を参加者の宿舎として利用する場合は、以下により実施する。

##### ① 転用施設の選定基準

会場地市町村は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

##### ② 転用施設における配宿上の留意点

会場地市町村は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で 1 軒、若しくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

③ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策の更なる徹底に努める。

(3) 民泊実施

会場地市町村は、一般家庭を宿泊施設として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

① 国スポ民泊協力地区の設定

会場地市町村は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

② 国スポ民泊協力組織等の設置

(ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。

(イ) 国スポ民泊協力組織及び関係団体との連携を図るため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。

③ 国スポ民泊依頼の方法

会場地市町村は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿泊施設としての提供を依頼する。

④ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

⑤ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地市町村は、次の事情に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。

(イ) 配宿の対象は、競技での公平性を保つため原則として競技毎又は種別毎とする。

(ウ) 配宿の単位は、原則として1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。

なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

⑥ 受入れ体制の推進

会場地市町村は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保及び医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

(4) 広域配宿

会場地市町村は、会場地市町村内の旅館・ホテル等のみでは参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町村の旅館・ホテル等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

① 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地市町村は、配宿の可否について、受入れ会場地市町村及び県と協議するものとし、県は、広域配宿を希望する会場地市町村と受入れ会場

地市町村間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地市町村において県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舎の確保が困難な場合は、県外広域配宿も考慮し、県と協議するものとする。

② 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地市町村が行い、これに要する経費も負担する。

③ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

#### 4 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県と会場地市町村が協議して定める。